



平成25年4月26日

各 位

会 社 名 中 央 電 気 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 染谷 良
(コード番号 : 5566 東証第2部)
問 合 せ 先 総務部長 榊原道治
(TEL. 03-3514-0511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第117期定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の任期の短縮
取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することが可能となるよう取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 剰余金の配当等の決定機関にかかる規定の新設
上記(1)取締役の任期短縮にともない、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することが可能となるよう規定を新設するものであります。
- (3) その他、条文の新設にともない、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日（木）
定款変更の効力発生日 平成25年6月27日（木）

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) <u>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。</u> <u>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u>	(任 期) 第19条 取締役の任期は、選任後最初に開催される定期株主総会終結の時までとする。 (削 除)
第20条～第29条 (条文省略) (剰余金の配当) <u>第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> <u>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>	第20条～第29条 (現行どおり) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(剩余金の配当等の決定機関) 第30条 当会社は、剩余金の配当、自己株式の取得等 会社法459条第1項に定める事項については、 法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会 の決議により定めることができる。
(新 設)	(剩余金の配当の基準日) 第31条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日 とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日 とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当 をすることができる。
(自己株式の取得) 第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自 己株式の取得を行うことができる。	(削 除)
(配当金の除斥期間) 第32条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日か ら満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第32条 剩余金の配当について、その支払開始日から 満3年を経過してもなお受領されないときは、 当会社はその支払の義務を免れる。

以 上